

志布志市長選挙候補者届出書（本人届出）

添付書類	選挙	一のウェブサイト等のアドレス	党派	生年月日	住所	本籍	候補者
							（ふりがな）
五四三二一 戸籍の謄本又は抄本 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）	令和八年二月一日執行	志布志市長選挙	職業	年月日 (満才)	性別		

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和八年
年月日

志布志市長選挙
選挙長

様

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第九十二条の二又は第一百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図面を頒布するため利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第十八条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和八年二月一日執行の志布志市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和八年二月一日
住 所
氏 名

所 属 党 派 証 明 書

住 氏
所 名

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。
令和 年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

通称認定申請書

（ふりがな）
候補者 氏名

（ふりがな）
呼称

令和八年二月一日執行の志布志市長選挙において、公職選挙法施行令
第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の
呼称を通称として認定されたく申請します。

令和

年

月

日

住所

氏名

令和8年1月25日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

選任者住所

氏名

電話

出納責任者届

令和8年2月1日執行の志布志市長選挙における候補者
出納責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

の

氏名	
住所	
職業	
生年月日	年月日
選任年月日	令和8年1月日

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和8年1月25日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

届出人住所

氏名

選挙事務所設置届

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者の氏名 志布志市長選挙候補者

2 事務所の所在地 志布志市

電話 一 一

3 設置年月日 令和8年1月 日

備考

- 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 届出人本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

届出書

令和8年 月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長 米田 司 様

志布志市長選立候補者

氏名

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	
					令和8年1月 日 から	
					令和8年1月 日 まで	

※ 市長選挙の候補者一人が一日につき報酬を支給できる者の員数は、十二人以内で、選挙運動の全期間を通じて六十人を超えて異なる者を使用することはできない。

- 備考 一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、要約筆記のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 二 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」に記載するものとする。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

大正
昭和
平成

年

月

日生

選挙 令和八年二月一日執行 志布志市長選挙

立会いすべき選挙区 志布志市 選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

志布志市長選挙候補者

党派 氏名

承 諾 書

令和八年二月一日執行の志布志市長選挙における選挙立会人と
なるべきことを承諾します。

令和八年一月
日

住
所

氏
名

候
補
者

様

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

候補者 住所

氏名

選挙運動用ビラの届出書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第6号の規定により発行するビラは、下記のとおりですでのお届けします。

記

1 ビラの記号 号

2 ビラの添付

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和8年1月25日

選挙公報掲載申請書

候補者 住所

氏名

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

志布志市選挙公報に関する条例（令和2年志布志市条例第31号）第3条第1項の規定により、令和8年2月1日執行の志布志市長選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 掲載文 別添のとおり

2 写真 別添のとおり

3 連絡場所及び

電話番号 (電話) — — —)

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

政治団体確認申請書

志布志市長選挙における政党その他の政治団体の所属候補者（支援候補者）は下記のとおりです。公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他の政治団体であることを確認願いたくここに申請します。

令和8年1月25日

政党その他の政治団体名

事務所

代表者氏名

志布志市選挙管理委員会委員長様

記

1 所属候補者（支援候補者）数 人（令和8年1月25日現在）

2 所属候補者（支援候補者）氏名等

番号	氏名	立候補届出年月日
		令和8年1月 日

添付書類

(1) 政党その他の政治団体の要領又は規約

(2) 役員名簿

(3) 最近の予算書

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出書の写し

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、志布志市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける下記政党その他の政治団体の支援候補者とされることを同意します。

記

政党その他の政治団体名

令和8年1月25日

候補者氏名

履歴書

令和8年1月25日

(ふりがな)				性別		
氏名				男女		
本籍						
現住所						
生年月日	大昭平	年	月	日	満	歳
職業						
学歴 及び 職歴	学歴					
職歴	職歴					

立候補の届出代理人証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、 の令和8年2月1日執行の志布志市長選挙における立候補の届出について、私に代わって届出に関する事務を行うものであることを証明します。

令和8年1月25日

候補者住所

候補者氏名

志布志市長選挙候補者届出書（推薦届出）

添 付 書 類	選 挙	一のウェブサイト等のアドレス	党 派	生 年 月 日	住 所	本 籍	候 補 者
							（ふりがな）
七 六 五 四 三 二 一 候 補 者 の 承 諾 書	令 和 八 年 二 月 一 日 執 行	年 月 日 (満 才)	職 業	性 別			
通 称 認 定 申 請 書 (通 称 使 用 を 希 望 す る 場 合)	志 布 志 市 長 選 挙						

右のとおり推薦届出をします。

令和八年二月一日

推薦届出者 住所

氏名

年

月

様

日 生

志布志市長選挙
選挙長

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができきない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第九十二条の二又は第一百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図面を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者推薦届出承諾書

令和八年二月一日執行の志布志市長選挙における候補者となることを承諾します。

令和年月日

推薦届出者

住所

様

氏名

選挙人名簿登録証明書

住 所 氏 名

右の者は、本市において令和 年 月 日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和八年一月日

志布志市選挙管理委員会

委員長

印

推薦届出者代表者証明書

推薦届出者

生年月日 年 月 日

住所

上記の者は、令和8年2月1日執行の志布志市長選挙の候補者の推薦届出者の代表者であることを証明します。

令和4年1月23日

推薦届出者

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

令和8年1月25日

推薦届出者

様

候補者

出納責任者選任承諾書

あなたの出納責任者選任について承諾します。

令和8年1月25日

推薦届出者

様

候補者

選挙事務所設置承諾書

あなたが選挙事務所を設置することを承諾します。

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

申出人 候補者

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	志布志市長選挙		
	氏名	ふりがな	党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和 年 月 日	午前後	時から	時まで
費用の負担区分				

備 考

- 1 申出書は必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出書は開催すべき期日前2日まで届け出ること。
- 3 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときはこの申し出と同時にその旨を申し出なければならぬ。
- 4 費用の区分欄には施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担）を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは申し出と同時に公職選挙法施行令第121条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市長選挙候補者辞退届出書

候補者

事由

右のとおり令和八年二月一日執行の志布志市長選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

令和八年一月二十五日

志布志市長選挙候補者

志布志市長選挙
選挙長

様

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

届出人住所

氏名

選挙事務所異動届

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者の氏名 志布志市長選挙候補者

2 事務所の所在地

新 志布志市
電話 一 一

旧 志布志市

3 異動年月日 令和8年1月 日

- 1 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 2 届出人本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

選任者住所

氏名

電話

出納責任者異動届

令和8年2月1日執行の志布志市長選挙における候補者
の出納責任者を、次のとおり異動したので届け出ます。

出 納 責 任 者	
住 所	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
異 動 年 月 日	令和8年1月 日

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会
委員長 様

候補者

出納責任者職務代行の開始届

のことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市長選挙		
候補者の氏名			
出納責任者の氏名			
出納責任者の事故又は欠けたことの事実			
職務代行者	氏名		
	住所		
	職業		
	生年月日	年	月
職務代行開始年月日	令和8年1月 日		

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和8年1月 日

志布志市選挙管理委員会
委員長 様

候補者

出納責任者職務代行の廃止届

このことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市長選挙		
候補者の氏名			
出納責任者の氏名			
職務代行の事由			
職務代行者	氏名		
	住所		
	職業		
	生年月日	年	月
職務代行廃止年月日	令和8年1月 日		

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 選任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。